

住民と行政をつなぐ

自治体法の実践

法の役割を理解し政策を展開するために

川崎政司・兼子 仁 [著] A5判・274頁 定価:3,300円(本体:3,000円+税10%)



住民目線の公平性・公正性を身につけ、法や条例などの法的根拠に根差した行政活動を行うための土台となる「自治体法」を解説。

自治体や住民のための政策立案・行政活動を展開できるようになる法的思考が身につく基本書。

第1 自治体法の意義ととらえ方

① 自治体法とは

自治体法は、地方自治ないし地方自治体の活動に関する法の全体を1つの体系としてとらえようとするものである。

それは、地方自治について保障する憲法の下、自治体の組織・運営・事務などについて定める法律やその委任に基づく命令、また、それぞれの自治体の自主法である条例、規則等によって構成され、その総体を指すことになる。

自治行政については、それを担う職員が意識しようとし、基本的には法に基づいて行われることになる。その場合に、特定の法や条項のみが念頭に置かれていたとしても、その法や条項は、それだけで存在しているわけではなく、それぞれの制度や分野は複数の条項や法によって構成されており、それを踏まえてその法の位置付けや規定の意味を解釈していくことも必要となる。

何よりも、地方自治に関する法については、地方自治の本旨やそれにかかわる基本原理を踏まえながら、とらえられ、理解されていく必要がある。

また、何らかの法的な問題が生じた場合に、学問の世界では、憲法の問題、行政法の問題、地方自治法の問題などとして論じられるが、現実には、自治行政をめぐる法的な問題が生じた場合に、どれが憲法の問題でどれが行政法の問題といったようにはっきりと区分できるものではなく、それらの論点が密接あるいは複雑に絡みながら問題となってくるのであって、問題に適切に対処していくためには、それらの知識を動員し、総合的・横断的・複眼的な視点・思考・判断が必要とされることになる。

もちろん、憲法、行政法、地方自治法などを分野ごとに理論的・体系的に理解しておくことは、それはそれで必要なことではある。しかしそのような権限の視方や理解だけでは、それらが現実どのような形で問題となるのか、それらによって実際にどのように対処していくべきか、といったことだけでなく、地方自治や自治行政と法との関わりが十分にはみえてこないところがある。

また、行政の現場では、ややもすると、法ということでは国の法令や条例・

第1 自治体法の意義ととらえ方

含意することになる。

このほか、民主主義ということからは、プロセスの透明性・説明責任（アカウントビリティ）なども強調されるようになっていく。

コラム④ 「新しい公共」とは

2009年・公共サービス基本法の下、2010年民主党政府の閣議での「新しい公共」宣言において、NPOその他の「地域諸団体」が地元企業とともに地域雇用創出に任ずべきものとされた。

地域団体とは異なり、保健福祉・子ども・文化・環境・防災といった各分野のボランティアやNPOを主とする市民公益活動団体が、「新しい公共」の担い手と位置づけられる。ただし同時に、1998年・特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく非営利自主活動の公共貢献（被災地救援を含む）に公費助成が積極化した結果、有償のコミュニティビジネスの主体性が目立つところもなっている。これは、欧米とちがって伝統的に「寄附」という私的資金が少なかった日本社会における特色事項ともいえよう。

(3) 個人の尊重と基本的人権の保障

地方自治は、地域や共同体といったことを前提とするものではなく、一人ひとりの人間が独立自尊の自由で自律的な存在として生きることを求める個人の尊重が基本とされるべきである。個人が定める基礎的な原理であり、自治体法においても基本となる。また、優すことのできない永久の権利として、立法その他の尊重をすべきものとされる基本的人権は、人間が人間として生きていくために不可欠な権利であり、人間であること（主体性）、公権力によって不当に侵害されず（不可侵性）、人間に基づいて当然に享有できる（普遍性）ものである。基本的な人権は自治体法において目的とすべきものであるとともに、その内容を限定する。

なお、人権の享有主体については、憲法第3章の表題が「国民の権利義務」と規定していることなどもあり、外国人や法人などがその完全な

注目テーマを
コラムとして多数掲載！
政策立案の視点や
ヒントが見つかる！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

